

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市立高齢者いこいの家の指定管理者の指定の取消し等
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立高齢者いこいの家条例第11条第1項、第3項、第4項 吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則第15条、第16条
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
処分基準	<p>▼吹田市立高齢者いこいの家条例 (指定管理者による管理)</p> <p>第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にいこいの家の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>（略）</p> <p>3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>▼吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則 (指定管理者の遵守事項)</p> <p>第15条 指定管理者は、市民がいこいの家の施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 条例第11条第1項に規定する団体でなくなつたとき。</p> <p>(2) 条例第11条第3項の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。</p>
最近改正年月日	—